

不開示・非公開部分の比較 (改正個人情報保護法・現行情報公開条例・現行個人情報保護条例)

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(規定なし)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに開示することができないと認められる情報</p>	

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(規定なし)</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別す</p>	<p>(規定なし)</p> <p>(規定なし)</p> <p>(個人情報の非公開)</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(規定なし)</p> <p>(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に開示することが適当でない認められる情報</p> <p>(3) 開示請求者(法定代理人(保有特定個人情報の開示請求にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)による開示請求の場合にあっては本人を、死者の相続人等による開示請求の場合にあっては当該死者をいう。第18条第1項において同じ。)以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報</p>	<p>①なし(保有個人情報開示請求に特有の理由であるため)</p> <p>②情報公開条例を改正個人情報保護法に合わせる</p>

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>ることはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ <u>法令</u>の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び</p>	<p>(1) <u>法令等</u>の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの</p> <p>(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの</p> <p>(3) 公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に関するものうち、<u>当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分</u></p>	<p>を除く。</p> <p>ア <u>法令等</u>の規定により又は慣行として開示請求者(法定代理人(保有特定個人情報の開示請求にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人)による開示請求の場合にあつては、本人)が知ることができ、又は知ることが予定されているもの</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるもの</p> <p>ウ 公務員等(個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に関するものうち、<u>当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分</u></p>	<p>③なし(保護法の「法令」には条例が含まれているため(法第61条第1項))</p> <p>④情報公開条例では引き続き氏名を公開する旨の規定を残し、個人情報保護法に関する施行条例でも同様に氏名を開示する旨規定する。</p>

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する<u>おそれがあるもの</u></p>	<p>【第7条続き】</p> <p>(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p>	<p>(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p>	<p>⑤情報公開条例を改正個人情報保護法に合わせる</p>

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>（規定なし：地方公共団体の機関は該当なし）</p> <p>（規定なし：地方公共団体の機関は該当なし）</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>（規定なし：地方公共団体の機関は該当なし）</p> <p>（規定なし：地方公共団体の機関は該当なし）</p>	<p>⑥なし（「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」は「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」の例示であるため）</p>

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>特に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(4) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの</p> <p>(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの</p>	<p>(6) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの</p> <p>(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの</p>	<p>⑦公開公開条例を改正個人情報保護法に合わせる</p>

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地</p>	<p>(規定なし)</p> <p>(3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、<u>犯罪の予防、犯罪の捜査</u>その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報</p> <p>【(5)の続き】 ア <u>監査、検査、取締り又は試験に係る事務</u>に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開</p>	<p>(規定なし)</p> <p>(5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、<u>犯罪の予防、犯罪の捜査</u>その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報</p> <p>【(7)の続き】 ア <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、開示</p>	<p>⑧情報公開条例を改正個人情報保護法に合わせる</p> <p>⑨情報公開条例を改正個人情報保護法に合わせる。犯罪の鎮圧に関する情報は、現行情報公開条例第7条第3号の非公開情報に該当すると判断できるため、実質的には非公開部分は変わらない。</p> <p>⑩情報公開条例を改正個人情報保護法に合わせる。これまでも租税の賦課若しくは徴収の事務に係る事務に関する情報は現行個人情報保護条例第7条第5号オに該当するものと判断できるため、実質的には非公開部分は変わらない。</p>

改正個人情報保護法第78条第2項による読替後の同条第1項	現行情報公開条例第7条及び第8条	現行個人情報保護条例第12条	・個人情報保護に関する施行条例の規定内容 ・情報公開条例の改正内容
<p>方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(規定なし)</p>	<p>することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>(規定なし)</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p>	<p>することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、開示することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>(規定なし)</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p>	<p>⑩情報公開条例を改正個人情報保護法に合わせる</p>